

照会先
社会保険庁運営部企画課
相談企画専門官 岡部 太
岸 英幸
電話 03-5253-1111 内線 3578
03-3595-2772(ダイヤル)

平成17年11月4日
社会保険庁

年金週間における平日夜間及び土、日曜の年金相談の実施等について

社会保険庁は、国民サービス向上のため、年金週間（11月6日～12日まで）における平日夜間及び土、日曜の年金相談の実施など、窓口業務の充実に努めています。

1 年金週間における平日夜間及び土、日曜の年金相談の実施

毎年11月6日から12日は年金週間です。

年金週間では、国民一人ひとりに年金制度に対する理解と信頼を深めていただくため、各種年金広報等を実施しています。

年金週間中は、平日夜間及び土、日曜に社会保険業務センター及び社会保険事務所等（一部を除く。）において年金相談を実施します。

※社会保険事務所以外の場所でも年金相談を行う地域があります。詳しくは社会保険庁のホームページをご覧ください。

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>

【年金週間中の年金相談の受付時間】

11月6日(日)、11月12日(土) 午前9時30分から午後4時まで

11月7日(月)～11月11日(金) 午前8時30分から午後7時まで

【年金相談の際、持参していただくもの】

本人確認のため年金手帳や年金証書等、基礎年金番号がわかる書類をお持ちください。

2 社会保険庁は、さまざまなサービスを実施しています。

(1) これから老齢年金を請求される方へ 「老齢年金裁定請求書」の事前送付

平成 17 年 10 月より、年金を請求される方の利便性の向上と年金の請求漏れを防ぐため、これから老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給年齢を迎えられる方に、社会保険庁が管理している年金加入記録等をあらかじめ記載した年金の請求書（「裁定請求書」）や「年金に関するお知らせ（はがき）」をお送りしています。

(2) 年金保険料を納付している方へ 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」等の送付

平成 17 年分の所得から、国民年金保険料に係る社会保険料控除の適用に当たって、納付したことを証明する書類を確定申告又は年末調整の際に添付等しなければならないこととなりました。このため、今年から生命保険会社等が発行する控除証明書と同様の「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を発行いたします。

今年の 1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に国民年金保険料の納付があった方に 11 月 5 日までに届くよう控除証明書をお送りしています。

(3) ねんきんダイヤルの実施

国民年金・厚生年金に関する電話でのご相談は、10 月 31 日から『ねんきんダイヤル』で承っております。

全国どこからでも一般の固定電話の場合、市内通話料金でご利用いただけます。

年金請求などの年金相談は、**0570-05-1165**^{イイロウゴ}

年金をお受けになっている方の年金相談は、**0570-07-1165**^{イイロウゴ}

におかけください。

なお、年金電話相談センター、社会保険業務センター中央年金相談室のこれまでの電話番号はご利用できません。

ご注意！

※電話機によってはつながらない場合があります。

電話がつかない場合は、社会保険事務所（全国 312 か所）をご利用願います。

(例 1) NTT 以外の電話会社とのご契約により、NTT 以外の電話会社専用の電話回線をご利用されている場合

(例 2) 電話をかける際、0570-05-1165 とダイヤルしていても、電話交換機自身が 0570-05-1165 の番号の先頭に電話会社の識別番号(4桁)を付加してダイヤルする設定 (XXXX-0570-05-1165) になっている場合

(例 3) IP 電話や PHS、プリペイド方式の携帯電話など

※電話番号のおかけ間違いにご注意ください。